

商工会議所の定款変更の認可について

定款変更に関し、知事の権限として認可するのは、法第25条第5号、第9号、第10号、第11号、第16号、第17号、第19号及び第20号に係るもの並びに任意に定款に記載された事項に係るものである。

1 事務処理の手続

認可申請書の受理及び事務処理手続は次のとおりとする。

ア 申請書は、申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）の正本1通、副本1通とする。このうち、正本は決裁文書に添付し、副本は認可書に添付する。

イ 法施行規則第6条の規定による次の添付書類のほか、新、旧定款の全文その他申請案件の内容により適宜参考資料を添付する。

（イ）変更の理由を記載した書面

（ロ）変更しようとする個所を記載した書面

（ハ）変更の決議をした議員総会の議事録の謄本

2 認可に当たり特に留意する事項

部会に関する事項（法第54条） 平成7年3月31日 産局第212号通知による

部会は、それぞれの事業の適切な改善発達を図る上で重大な任務を有するのみならず、会員がその意思を直接商工会議所に対して発表するためにも極めて重要な性格を帯びている。このため、部会は、商工会議所の必要機関とされている。

部会において決議された事項は、議員総会の議決を得た上で、定款の定めるところにより、常議員会の承認を得れば商工会議所の決議とすることができるものとする

部会の種類は、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに定款で具体的に定める必要がある。「具体的に定める」とは、その名称を、「第一商業部会」、「第二商業部会」とするのではなく、「食料品商業部会」、「衣料品商業部会」のように業種を明記することである。

部会は、会員が営んでいるそれぞれの事業の改善発達を図るために会員の意見を結集する機関となっており、商工会議所は、各部会の開催を容易にするため、部会の構成、部会人員等を特に検討して定める必要がある。ただし、部会は、地域別に設けることは許されない。また、分科会を設けるときには、定款又は規約にその組織、運営、種類等を定めなければならない。